

## 平成27年第4回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会  
2・日時 平成27年4月3日(金) 午後15時00分～16時10分  
3・場所 有田町庁舎 第4会議室

### 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)  
議案第2号 非農地証明願について(3件)  
議案第3号 「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく、  
非農地通知書の発出にについて(60件)  
議案第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について  
議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画(案)について

その他

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第4回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

こんにちは。実際の任期は4月19日までですが、いよいよこの委員での最後の総会となりました。今日の議案に非農地証明の案件がありますが、今後、この案件が増えることが予想されます。新たな委員さん方が今後協議される参考となるよう、十分な審議をお願いしたいと思います。簡単ですが、これで挨拶を終わります。

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番(前田)8番(福島)委員にお願いします。

## ○議長

続きまして、日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

本申請は、今回、叔父と甥の関係での所有権移転となります。譲渡人である〇〇さんは現在〇〇市に在住で、以前より今回の申請地である農地については、甥である〇〇さんが管理をされておりました。今後も管理等を甥にお願いしたいということで、所有権移転となりま

す。①から④までは畑として利用され、⑤については畑の登記ですが、水田として今後も水稻を耕作される予定です。

譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は満たしています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。次に確認委員の説明をお願いします。

## ○6 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。元ミカン園だった畑には梅を植林されていますし、圃場整備が完了した畑は、隣地と合わせて水田として管理されています。親族間での3条申請なので、特に問題はないと思います。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

(異議なしの声)

## ○議 長

ないようでしたら採決に移ります。農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成により、農地法第3条1番の申請は許可されました。

続きまして、議案第2号 非農地証明願いについて議題といたします。なお、番号1から3までが関連しますので、事務局より続けて説明をお願いします。

## ○事務局

資料の議案1から3までが関連しますので、一緒に説明させていただきます。

～資料読上げ～

本申請は、これまで町が借用していました土地を返還することになり、農地への復旧も難しいことから非農地の証明願いを出されています。〇〇の駐車場及び花壇・〇〇への進入路として利用され、20年以上経過していることも証明されています。

借用当時は地目変更までに至っておらず、登記が農地のままでした。今回の申請内容等については、許可してよいと考えています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。私が地元委員なので補足説明しますと、借用開始当時には町が公用地として借用する場合には地目変

更登記は必要ありませんでした。10年ほど前から変更登記が必要条件に変更となっています。また、本人さん方も農地に戻る可能性がある事も考慮されていた為、その旨了解されていたようです。花壇部は、「世界炎の博覧会」の開催時に、設置されています。

今回、町との借地契約解除にはなりますが、別の方と借地契約を予定されているようです。そのような案件でもあり農地に戻らない事は明白です。また、進入路を農地とされたら、車で入ることができなくなり、皆が困ります。さらに、別途申請も計画されているようです。そのような案件です。

質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○4 番

〇〇の地目は道なのか。

## ○事務局

道路です。町道を拡幅しています。

〇〇の駐車場として長年利用されてきましたが、議会にて貸借料が高いとの質問も受けていました。また、〇〇の南にある倉庫は4月以降に解体し駐車場とする予定です。その南の施設も、その機能を旧共立病院の建物に移転させ、跡地も駐車場として有効活用する予定です。

## ○4 番

この土地が農地だとは思ってもいなかった。

## ○議長

私達、地元住民は皆知っていました。農地であり、用水は田越しで利用していたので、駐車場北に沿わせて設置してある水路は、必ず残さなければいけないと、区役で良く言われていました。用水路ですが、排水路としての機能もあるので、残さなければいけないのです。

## ○議長

質疑が終わりました。これから採決に移ります。非農地証明願いは、3件ありますので、順に採決を取ります。先ず議案第2号非農地証明1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、非農地証明1番の申請は許可されました。

続きまして、非農地証明2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、非農地証明2番の申請は許可されました。

続きまして、非農地証明3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、非農地証明3番の申請は許可されました。

続きまして、議案第3号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく、非農地通知書の発出について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

資料は、別冊子にてA4サイズの一覧表とA3サイズの図面を準備していますので、ご覧ください。  
この件につきましては、昨年当初よりの懸案事項でしたが、今回営農組合の法人化に伴い、地区内で協議いただき所有者からも承諾された上での上程となります。

流れを説明しますと、農地の判断等リストに沿って現地確認を行ない、その農地が森林の様相を呈しているなど農地復元するための物質的な条件整備が著しく困難な場合、また、それ以外であって土地の周囲状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断した場合は、農業委員会の議決が必要となっております。農地パトロールにての赤判定を2年続けて受けているかの確認も致しております。

今回の60筆につきましては、現地の確認等により今後農地としては復元できない、または、継続的に利用できないと見込まれると判断されているものを、整理させていただいています。

また、経営委譲年金等により簡単に除去できない農地は外し、宅地化等の違反転用物件は、4条なり5条の提出依頼の指導も行なっていくことを考えています。

あとは、参考資料として、非農地通知書の様式及び今後の手続き等を添付しております。黄色の用紙を法務局へ提出されたら、法務局で受付し、登記してもらうよう協議しています。但し、亡くなっていらっしゃる方は別問題ですので、それなりの対応をして頂く必要があります。相続登記後に非農地通知の発出になるかと思います。

## ○議長

説明が終わりました。非農地通知を出すのは良いのですが、一度出してしまえば本人が自由に土地を動かせるので、なんら規制できないことで、将来的に周囲に迷惑をかける恐れは残ります。佐賀県の他地区で問題になっている、残土処分地になるような例もあるので、集落で充分協議は必要でしょう。

この問題が出てきた背景には、農地中間管理機構での土地集約化があります。貸し手に耕作放棄地があれば、土地を貸せないのです。そこで、集落で良く検討・協議すべきだと思います。今回、私達が可否の決定をしますが、次回からの農業委員さん方もそのところを充分勘案して非農地通知の発出を決めていただきたいと思います。

何か質問がある方は、挙手をもって質問してください。

## ○11 番

私の地区の問題ですが、旧ミカン園跡です。一部はケヤキを植林されている箇所もあります。集落営農組織の法人化を進める中で、集落で協議し、生産組合長が取りまとめ、申請したものです。

### ○議 長

充分協議はされていると思いますが、改めて、先ほど私が話したような地元に害が及ぶ恐れも含めて、再度協議していただきたいと思います。

### ○事務局

別にですが、今後、一年おきの利用権設定と農地中間管理機構の集約化（10年間スパンでの貸借が基準）や非農地通知の発出が一つの集落で出てくる可能性があります。

### ○議 長

佐賀県でも平地だけの地区は問題ありませんが、山地がある地区ではこのような問題が発生する恐れはあります。唯、中間管理機構や佐賀県事態も事業内容やその対策について準備できていない状況です。個人農地全体を中間管理機構を利用して貸してしまえばよいのですが、水田だけは自分で耕作したいという人が出たりすると、複雑になると思います。

### ○事務局

有田町では、集落営農組織は7組織あります。その中で、今回○○○、○○○、○○○が法人化することを決定しています。ですから、あと2地区は非農地通知の発出が出てきます。残る4組織の内、○○○と○○○は法人化することを検討されていますし、その下部組織も集落営農組織の設立を検討されています。その設立の最終目標は法人化することとなっています。これは絶対ではありませんが、方向性はそうなっています。ですので、今後、非農地通知の発出要望が出る可能性は高くなります。

しかし、佐賀県での農業委員会事務局長会議の席でも、その是非は問われています。慌てないで、充分検討してから取り組むべきとの意見もあります。一旦非農地としたら、自由に利用されて周囲の農地へ悪影響を与える恐れも高くなるからです。

### ○議 長

他に質問は無いでしょうか。無いようでしたら採決に移ります。

議案第3号 「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく、非農地通知書の発出について、許可することの採決は不要との事ですが、決定してよろしいですね。（異議なしの声）

## ○9 番

私達が農地パトロールで赤判定した箇所と、今回の非農地通知を発出する箇所はちゃんと重複しているなら、問題ないだろう。

## ○4 番

畑の場合なら良いが、水田の場合には注意が必要だと思う。一度非農地と判断すると、集落全体の水田面積が減少するので、減反の対象面積がそれに付随して減少するので、全体の分母が少なくなる。他の農家に影響を与える。

## ○2 番

私の地区でも、中山間地域直接支払制度の縛りにより、耕作条件が厳しい地区でもこれまで農地として維持管理してきた土地がある。ここも、5年間のスパンが終了し次のスパンになる際には、対象面積から見直し除外することになるだろうが、直ぐに荒廃し非農地化することが予想される。

## ○議 長

非農地通知の発出申請をする集落で充分審議し、周囲や水田面積の減少による減反政策への影響を考慮してもらう必要があるようですので、次回からの農業委員さん方もその点を理解して、協議してもらわなければいけないと思います。

続きまして、議案第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてと、議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）について一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

本件については、毎年年度当初に農業委員会の活動について計画をし、年度末にその活動の点検評価をすることとされていますので、本日、その素案を説明させていただきご意見をお聞きし、修正したものを案とさせていただきたいと考えております。

お手元の資料をごらんください。

～説明～

説明は以上となります。今後は、本日のご意見を受けて修正し、町のホームページにおいて1ヶ月程度意見及び要望等の募集を行います。その後、出された意見等を踏まえ再度修正し、6月の総会に再度お謀りし最終承認をいただく予定です。

## ○議 長

説明が終わりました。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）ですが、まず、平成26年度分についての意見はないでしょうか。

## ○4 番

主業農家との記載があるが、専業農家の事なのだろうか。

## ○事務局

数から言えば認定農業者でもありません。農業センサス等で確認し、次回の総会で説明いたします。また、来月には農業委員さん方も一新されますので、改めて同じ内容を説明する予定です。

## ○議 長

平成26年度分については、これでよろしいですね。  
次に、27年度分について要望等はないでしょうか。

## ○9 番

非農地証明は、個人でも申請すれば発出してもらえるのだろうか。

## ○事務局

条件が合えば、できます。例えば航空写真等で前から荒廃していたという証明できる資料の提出とかが可能ならです。しかし、その資料作成の費用負担が高額になるようですので、農地転用申請の方が良いかもしれません。ただ、山林にするなら、時間がかかります。山として認めてもらうには、5～6年は必要となります。苗木だけなら、直ぐに伐採して宅地等に変換できるからです。

## ○2 番

私の場合は、10年ほどしてから法務局が樹木の胸高直径を計って判断されました。

## ○議 長

農業委員会の許可証等があれば、法務局への申請も簡単です。昭和63・平成元年頃のミカン園転換事業で、許可はその当時出ているのですが、地権者が変更申請をせずに放置していた廃ミカン園が現在荒廃農地、農地パトロールでの赤判定地です。今となっては、非農地通知の発出の方法しか地目変更がし難い状況です。許可証を保管していてちゃんと提出すれば良いのですが。

平成26年度分については、これでよろしいですね。次回の新しい委員さん方へも、事務局から改めて同じ内容を説明する予定だそうですから、本日はこれで了解したいと思います。



## ○議 長

それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。  
平成27年第4回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
次回は5月1日（金）の予定です。

総会 16時10分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるのでここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 7 番

署 名 8 番

書 記 木寺 正文